

佐賀県告示第 85 号

車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 3 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が 4.1 メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第 10 条第 1 項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが 3.8 メートルを超え 4.1 メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定め、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

令和 4 年 3 月 31 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 指定する道路の路線名及び区間

道路の種類及び 路線名	区間
一般国道 207 号	鹿島市大字井手字式の柳 603 番 1 地先から 鹿島市大字高津原字三本松 3195 番 3 地先まで
	鹿島市大字高津原字西坂 1412 番地先から 鹿島市浜町字西葉箆 60 番 3 地先まで
一般国道 264 号	佐賀市巨勢町大字牛島字一本松 111 番 2 地先から 佐賀市巨勢町大字高尾字五本黒木 243 番 1 地先まで
一般国道 323 号	唐津市浜玉町大江字大江前 261 番 6 地先から 唐津市浜玉町渕上字勝川 1598 番 5 地先まで
一般国道 444 号	杵島郡白石町大字福富下分字興福二区 394 番 1 地先から 佐賀市嘉瀬町大字十五字二本谷籠 376 番 1 地先まで
一般国道 498 号	嬉野市塩田町大字馬場下字町浦甲 1709 番 1 地先から 武雄市橋町大字片白字二俣 379 番地先まで
県道 佐世保嬉野線	武雄市西川登町大字神六字カロチト 22070 番 1 地先から 嬉野市嬉野町大字下宿字嬉ノ松乙 548 番 1 地先まで
県道 川棚有田線	西松浦郡有田町戸矢字脇水乙 775 番 3 地先から 西松浦郡有田町桑古場字桑古場乙 2292 番 1 地先まで
県道 大牟田川副線	佐賀市川副町大字早津江津字堀満 203 番 1 地先（県境）から 佐賀市川副町大字早津江字四本松 282 番 1 地先まで
県道 伊万里畑川内巖 木線	唐津市巖木町浪瀬字岩の元 1915 番 1 地先から 唐津市巖木町簀木字田原 66 番 1 地先まで
県道 武雄福富線	杵島郡白石町大字福吉字二本黒木 2058 番 1 地先から 杵島郡白石町大字福富字興福一区 5360 番 1 地先まで
県道	三養基郡上峰町大字堤字四本谷 1891 番 3 地先から

中原三瀬線	三養基郡上峰町大字堤字三本松 3233 番 1 地先まで
県道 久保田停車場線	佐賀市久保田町大字久富字一本松籠 3066 番 10 地先から 佐賀市久保田町大字久保田字久保田宿 92 番 3 地先まで

2 通行方法

1 の道路を通行する高さが 3.8 メートルを超え 4.1 メートル以下の車両は次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法 0.23 メートル以上、縦寸法 0.12 メートル以上（又は横寸法 0.12 メートル以上、縦寸法 0.23 メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上、走行すること。